

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件

原告 高橋 靖昌 外46名

被告 東京都

準備書面 (5)

令和元年5月27日

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

被告指定代理人

石澤 泰彦



同

中村



同

鶴岡



原告準備書面(4)第4章(求釈明)について

1 土砂搬出ルート関連

(1) パイプコンベヤの設置完了時期と掘削工の開始時期について

ア パイプコンベヤは「調節池－土工」の「掘削工」の段階で用いることとなっている(被告準備書面(1)・第2・2(3)ア)。その時期は、仮設工事に着手後約1年6か月が経過した頃を予定している(被告準備書面(1)・第2・2(1)、同別紙1。乙26・図3(平成30年12月の工事説明会資料))。

パイプコンベヤの設置完了後に、掘削工が開始される。したがって、掘削工による土砂をダンプトラックで搬出することはない(別紙1(赤字)参照)。

イ 甲7の1・図15は平成29年3月の工事説明会で用いられたものである。その時点では、パイプコンベヤの製作設置に必要な日数は2年間と想定し、調節池の準備工(被告準備書面(1)・第2・2(2)ア)終了時(平成30年4月)から2年後(平成32年3月)にその運用を開始する想定でいた。掘削工はパイプコンベヤの設置ができた時点から開始する予定であった(甲7の1・図15では、掘削工に事実上6か月間の空白期間がある)。

その後、受注者の事情により再度工事を発注しなおしたが(平成30年4月)、工程を見直した結果、パイプコンベヤの製作設置に必要な日数は1年6か月に短縮できる見込みとなり、調節池の仮設工事着手から1年6か月後(2020年3月)にパイプコンベヤの設置を完了する想定である。

(2) 本土工におけるパイプコンベヤによるコンクリート原料の運搬、コンクリートプラントの設置について

本土工(被告準備書面(1)・第2・2(4))でのコンクリート打ち込みにおいて、コンクリート原料(セメント、骨材等)をパイプコンベヤで運搬して工事現場でコンクリートを製造するためには、予定する打設コンクリートの量が約11万5千 m^3 であるため、現場でコンクリートプラント(乙27の1参照)を

設置する必要がある。

しかし、コンクリートプラントの設置には都市計画法による開発許可が必要である（都市計画法4条11項の第1種特定工作物）。

また、コンクリートプラントを設置するには一定規模の敷地が必要であるが、本件調節池の現場にはスペースの関係上、設置することは困難である（乙27の2、3参照）。

以上より、コンクリートミキサー車による生コンクリート搬入に代えて、コンクリート原料をパイプコンベヤにより搬入する場合に必要なコンクリートプラントの設置のためには、計画の大幅な変更を要することとなり実現は困難である。

2 工事騒音関連

(1) 工程の概要、施工場所及び使用建設機械等について

ア 現時点（2019年5月）で、既発注の工事は、調節池一仮設工、調節池一土工及び調節池一本体工であり、越流堤工、管理棟・機電設備工は未発注である（準備書面(1)・第2・2(1)、乙26・図4）。

使用を予定している（発注において想定した）主な建設機械等は、被告準備書面(1)・別紙2、甲9の1・図15のとおりである。なお、具体的にどの建設機械を使用するかは受注者の裁量事項であるが、工事の発注に当たっては、東京都土木工事標準仕様書（平成30年4月）12頁（乙28）記載のとおり、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき、低騒音型・低振動型建設機械の使用を義務付けている。

イ 調節池一仮設工、調節池一土工及び調節池一本体工における施工の概要は概ね乙29の1ないし8（施工ステップ図(1)ないし(8)）のとおりである（被告準備書面(1)・第2・2(2)～(4)）。施工ステップ図は工事の発注に当たっての参考図である。実際の施工は、受注者の施工計画書による。なお「右岸側」

は境川の相模原市側、「左岸側」は同町田市側を意味する。)

(ア) 調節池—仮設工は、施工ステップ図(1)ないし(4)である。

施工ステップ図(1)は、「作業ヤード整備工(右岸側)」、「工事用仮橋架設工」及び「防音壁設置工」等を示す。主な建設機械等は、ラフテレーンクレーン、ブルドーザーである(被告準備書面(1)・第2・2(2)エ、カ)。

施工ステップ図(2)は、「迂回路用歩道橋設置工」等を示す。主な建設機械等は、ラフテレーンクレーンである(被告準備書面(1)・第2・2(2)エ、カ)。

施工ステップ図(3)は、「土留壁工」を示す。主な建設機械等は、地中連続壁施工機械である(被告準備書面(1)・第2・2(2)イ、カ)。

施工ステップ図(4)は、「仮設構台工」等を示す。主な建設機械等は、アースオーガー、ラフテレーンクレーンである(被告準備書面(1)・第2・2(2)ウ、カ)。

(イ) 調節池—土工は、施工ステップ図(5)ないし(7)である。

施工ステップ図(5)は、「掘削工(深さ5mまで)」及び「山留工(アンカー)(1段目)」を示す。主な建設機械等は、パイプコンベヤ、バックホウ(掘削工)、ボーリングマシーン(山留工(アンカー))である(被告準備書面(1)・第2・2(3)ア、イ、オ)。

施工ステップ図(6)は、「掘削工(深さ5m～20mまで)」及び「山留工(アンカー)(2～8段目)」を示す。主な建設機械等は、クラムシェル(テレスコクローラ)(掘削工)、ボーリングマシーン(山留工(アンカー))である(同)。

施工ステップ図(7)は、「掘削工(深さ20m以上)」及び「山留工(アンカー)(9段目以降)」を示す。主な建設機械等は、クローラクレーン(クラムシェル油圧ロープ式)(掘削工)、ボーリングマシーン(山留工(アンカー))である(同)。

(ウ) 調節池一本体工は、施工ステップ図(8)である。

施工ステップ図(8)は、「本体工—本体構築工（鉄筋工事、コンクリート打設）」及び「山留工（アンカー）撤去」、「仮設構台撤去」を示す。主な建設機械等はコンクリートポンプ車（コンクリート打設）、ラフテレーンクレーン（アンカー撤去・仮設構台撤去）である（被告準備書面(1)・第2・2(4)アないしエ）。

(エ) なお、施工ステップ図(9)（乙29の9）は、未発注の「越流堤工」についてのもの（被告準備書面(1)・第2・2(5)ア）、同(10)（乙29の10）は、「迂回路用歩道橋②撤去」及び未発注の「工事用仮橋撤去」、「迂回路用歩道橋①撤去」（施工ステップ図(1)及び(2)参照）についてのものである。

(2) 建設工事に伴う騒音について

ア 乙30の1ないし8は、上記の各工程中、比較的高いレベルの騒音が発生すると考えられる施工ステップ(2)「迂回路用歩道橋設置工」施工時（乙30の1, 2）、同(3)「土留壁工」施工時（乙30の3, 4）、同(5)「掘削工」施工時（乙30の5, 6）、及び同(8)「本体工—本体構築工（鉄筋工事、コンクリート打設）」施工時（乙30の7, 8）において予想される騒音分布を示したもの（コンター図）である。乙30の1, 3, 5, 7はそれぞれ防音壁のない状態、同2, 4, 6, 8はそれぞれ防音壁のある状態を示す。

被告準備書面(4)・3の添付図（施工ステップ図(3)）に相当するのは、乙30の4である（甲4の1・図15もこの段階のものである。）。

イ 乙30の4, 6, 8によれば、いずれの場合も周辺住宅付近における騒音レベルは65～70デシベルである。

なお、乙30の2（迂回路用歩道橋設置工）の段階では、工事現場を防音壁で囲うことができないため、現場直近の住宅には75デシベルを超える騒音が到達すると予想されているものの、騒音規制法の基準を下回るものであ

る。

ウ 乙30の2、4、6、8と工程との関係は別紙2のとおりである（なお、乙30の1、同2で音源として記載された工事用車両（25tラフタークレーン）は、迂回路用歩道橋設置工の杭打ちに用いられるものである（施工ステップ図(2)記載の車両と異なる。）。当該工事の中でも高いレベルの騒音が直近の住居に到達すると考えられるものであるが、その作業日数は数日である。）。

(3) 工事用車両の走行に伴う騒音について

工事用車両の走行に伴う騒音については、乙31のとおりである（道路の舗装面は通常舗装を条件としている。実際には工事の本格着工に先立ち低騒音舗装の施工を予定している（乙26・図24～26）。）。

工事現場付近の住宅地の中を通る市道沿道では、工事前の段階（現況）で54.0デシベルであるところ、工事用車両の走行時（工事中）では59.4デシベル（通常舗装）と予想され、環境基準（60デシベル）を下回る（90頁）。

3 地下水関連

(1) 地質調査について（乙32の1、2）

本件工事現場においては、平成26年度にボーリングによる地質調査を実施した（乙32の1 調査位置図）。その結果は乙32の2（想定断面図）のとおりであり、地表面から約25mないし30m以深に不透水層（Ka層）が存在するものと推測される。

(2) 地下水調査について（乙33の1ないし3）

平成27年度から、本件工事現場周辺の井戸において地下水位調査を実施している（乙33の1 調査位置図）。

現在の調査結果は乙33の2ないし4（地下水位図）のとおりである。

4 保育園関連

原告らからは、園庭の面積が基準値の155.1平方メートルに25.75平方メートル不足すること（甲23）以外に、認可取消の蓋然性を基礎づける事実の主張立証はなく、釈明の必要を認めない。

被告準備書面(1)-第2-2(1)、同別紙1。乙26-図3(平成30年12月工事説明会資料)

工 期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
【調節池】仮設 (迂回路用歩道橋設置工) (土留壁工)	■ — (想定騒音レベル:75dB程度) — (想定騒音レベル:70dB程度)	■ — (想定騒音レベル:75dB程度) — (想定騒音レベル:70dB程度)		■ — (想定騒音レベル:65dB程度)				
【調節池】土工 (掘削工)				■ — (想定騒音レベル:65dB程度)				
【調節池】本体工 (躯体工)				■ — (想定騒音レベル:65dB程度)				
【越流堤】							■ — (想定騒音レベル:65dB程度)	
【管理棟・機電設備】							■	■